

議第 4 4 号

呉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
制定について

呉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

呉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第 3 条 法第 3 4 条の 1 6 第 1 項に規定する条例で定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、次条及び第 5 条に定めるもののほか、府令（府令の改正の際の経過措置を含む。）に定める基準（次条及び第 5 条に定める基準に係るものを除く。）のとおりとする。

(一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準)

第 4 条 一般型乳児等通園支援事業所の乳児室の面積は、乳児又は満 2 歳に満たない幼児一人につき、3. 3 平方メートル以上とする。

(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備の基準)

第 5 条 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 8 年呉市条例第 2 9 号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 呉市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 3 1 年呉市条例第 3 号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 8 年呉市条例第 3 0 号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 呉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年呉市条例第 3 1 号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法の一部改正に伴い，乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため，この条例案を提出する。